

○発熱などの症状がある場合の相談・受診について

1 発熱等の症状があり受診が必要な方へ

福島県は、発熱等の症状がある方の診察や必要な検査の実施可能な医療機関を登録し、福島県ホームページで公表しています。

2 医療機関を受診までの流れ

医療機関を受診する際の注意事項

※各医療機関では、感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者さんとそれ以外の患者さんが接触しないよう時間や場所を分けて診察を行っています。そのため、**必ず事前に電話**をしてから、医療機関を受診してください。

○事前に電話をしてから受診



×事前に電話をせず受診



※受診の際は手洗いやマスクの着用などの感染防止対策を行い、医療機関の指示に従って受診してください。また、受診の際は公共交通機関の利用は控えてください。

3 診療・検査医療機関が見つからない、近くにない方

診療・検査医療機関が見つからない又は近くにない方等は、受診相談センターへご相談ください。

○受診相談センター 0120-567-747（24時間、土日祝日対応）

4 抗原検査キットの配布について

重症化リスクの低い方は抗原検査キットの配布も活用可能です。なお、高齢者・重症化リスクの高い方については、医療機関を受診し診断を受けてください。

(1) 県内在住の方で、重症化リスクの低い以下のいずれかを満たす方

① 濃厚接触者の方

② 有症状の方

※高熱が続く、息苦しさを感ずるなど、重い症状がある方は、かかりつけの医療機関又は診療・検査医療機関を受診してください。

(2) 費用は無料です。

(3) 申込期間は、令和4年10月31日（月）まで

(4) 申込みは、WEB（24時間受付、<https://fukushima-testkit.jp>）又は電話（9時～19時、0120-941-546）により受付を行います。ただし、申込みが1日の受付可能数に達した時点で、当日の受け付けは終了となります。

検査キット申込みから1日～2日で自宅等に届きます。（※1人あたり1回の申込みで1キットが配布されます。）

(5) 検査は、のどの痛み、発熱、咳、倦怠感などの症状がある場合に使用してください。

(6) 検査結果陽性の場合

この検査自体は確定診断になりません。検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としない判断できる方は、福島県陽性者登録センターへのオンライン申請により医師が確認して陽性者の登録を行っています。オンライン申請で登録されない方は、必ず医療機関又は福島県受診・相談センター（0120-567-747）に連絡の上、受診してください。

(7) 検査結果陰性の場合

検査結果が陰性でも症状があるうちは外出を控え、マスク着用や手指消毒等の感染予防対策を徹底してください。症状が続いたり、悪化した場合は、医療機関を受診してください。

○陽性となった場合の対応について

1 自宅療養をされる場合

- (1) 医療機関で新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された方は基本的に自宅で療養となります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の症状としては、発熱・のどの痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどが現れますが、そのほとんどが2～4日で軽くなります。順調に経過すれば“かぜ”と大きな違いはありません。
- (3) 高熱となった場合は、医療機関で処方された解熱剤などを服用し、安静にして様子をご覧ください。
- (4) 水分がとれない、ぐったりしている、呼吸が苦しい、発熱が4日以上続くなど、症状が悪化した場合は、福島県フォローアップセンター（0120-897-089）までご相談ください。
- (5) 急を要する場合以外は、救急外来を受診することのないようご協力をお願いいたします。

2 陽性となられた方への連絡について

- (1) 福島県では、医療機関から提出される「発生届」をもとに、SMS（ショートメッセージ）での連絡を順次行っています。ただし、重症化リスクの高いと考えられる高齢者等については、電話によるご連絡を行っています。
- (2) SMSは、0120で始まる発信元番号から送信されます（福島県フォローアップセンターの相談ダイヤルとは異なる送信専用の番号です）。SMSの着信拒否等の設定をされている場合は、届かない場合がありますので設定をご確認ください。また、この番号は送信専用の電話番号ですので、返信いただいても対応できませんのでご了解願います。
- (3) 診断から3日経過してもSMS又は電話による連絡がない場合は、お手数ですが福島県フォローアップセンター（0120-897-089）へご連絡をお願いいたします。

3 自宅療養の期間について

- (1) 療養いただく期間は、症状が出た日の翌日から10日間です。ただし、症状の軽快（解熱剤を使用せず解熱し、呼吸器症状が改善傾向）が8日目以降となった場合は、症状が軽快後、丸3日間（72時間）が経過した日まで延長となります。
- (2) 検体採取時に無症状の場合は、PCR検査等の検体採取日の翌日から7日間です。なお、10日間が経過するまでは、検温などご自身の健康状態の確認やリスクの高い場所の利用を避けるなどの感染対策をお願いいたします。

(3) 療養期間について、保健所から連絡はしていません。各自でご確認くださいようお願いいたします。

例1) 症状が比較的早く収まった場合 (症状が出た日の翌日から10日目まで)

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
発症日 									72時間(3日間)以上 症状がないことを確認			
療養期間 (症状により療養期間は延長することがあります) ※毎日健康状態をチェック												

療養解除

例2) 症状が長引いた場合 (症状軽快後72時間(3日間)以上症状がないことを確認し療養解除)

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目
発症日 									72時間(3日間)以上 症状がないことを確認			
療養期間 (症状により療養期間は延長することがあります) ※毎日健康状態をチェック												

療養解除

- ・療養期間は、発症日（無症状の場合はPCR検査等の検体採取日）から10日間が経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向である）後72時間経過した日まで。
- ・症状とは、のどの痛み、頭痛、せき、鼻水、発熱など
- ・発症日とは、症状が出現した日（発熱の有無は問わない）

例3) 症状がない場合

(検体採取日の翌日から7日目まで)



- ・ 診断まで症状がなく、診断後も療養期間が終了するまで症状が出現しなかった方
- ・ 診断後症状が出現した場合は、出現した日を0日目として、「症状がある者」の表で療養期間を確認してください。

4 自宅療養中の感染対策について

- (1) こまめな換気を行う
- (2) みんなでマスクを着用する
- (3) こまめに流水と石鹸で手洗い（アルコール消毒可）を行う
- (4) ドアノブやテーブルなどの共有部分の消毒を行う
- (5) お世話する人を限定する
- (6) 食事は別室又は時間をずらす
- (7) 陽性者のお風呂は最後にする
- (8) 物（タオル、食器、歯磨き用コップ等）を共用しない
- (9) 寝室など可能な限り生活空間を分ける
- (10) 汚れたタオルやシーツ、衣類は洗濯する

※清掃・洗濯をする場合は、サージカルマスク（不織布マスク）、手袋、使い捨てエプロン（ビニール袋の大判のごみ袋で代用可能）を使用してください。

※同居の方は濃厚接触者にあたります。不要不急の外出を控え、熱を測るなど、毎日、健康状態を確認してください。

(11) 同居家族に妊娠37週以降の妊婦がいる場合は、福島県フォローアップセンター（0120-897-089）へ連絡してください。

5 自宅療養期間中の食事等支援について

(1) 福島県では、自宅療養期間中に食料品の調達が困難な方を対象に食料品等の支援を行っています。

〈内容〉お米（パックごはん等）、麺類（パスタ等）レトルト食品、野菜ジュース、ティッシュ等の生活用品 など

※離乳食やアレルギー等の特別食には対応していません。

※濃厚接触者の方は対象となりません。

(2) 申込方法は、陽性となられた方へ送付されるSMS（ショートメッセージ）において電子申請となります。

(3) 陽性者の増加に伴い、お届けに時間がかかる場合があります。買い物ができる同居者や知人がいる方、ネットスーパーや民間の配食サービス等で調達できる場合は、可能な限りそちらの手段の活用にご協力をお願いいたします。

(4) 同居家族など濃厚接触者には不要不急の外出の自粛をお願いしていますが、食糧等の買い出しは不要不急には当たりません。マスクの着用など感染対策をして短時間で済ませるようにしてください。

6 保険会社等に提出する療養証明書等について

(1) 入院により療養された方

保健所から発行される入院勧告書等を保険会社等に提出する療養期間を証明する書類として利用してください。

(2) 宿泊療養施設又は自宅で療養された方

スマートフォンやパソコン等で厚生労働省が運営するシステム（MyHER-SYS）からご自身で電子版の療養証明書の表示が可能です。保険会社に提出する療養証明書として使用できます。

(3) 次に該当する方は保健所で療養証明書の発行を行います。

① 療養期間が厚生労働省の療養解除基準に応じた期間（有症状で発症日から10日間、無症状で検体採取から7日間）を超える方

② 同居家族等に陽性者がおり、ご自身も発症したため症状により保健所で診断（みなし陽性）され療養された方

③ 上記以外で、MyHER-SYSで療養証明書が表示できても利用できない方

④ MyHER-SYSを利用できる環境にない方

○福島県陽性者登録センター

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、重症化リスクの高い方が適切に受診できる体制を確保するため、ご自身で実施した抗原定性検査キット等の検査結果が陽性であった方のうち、症状が軽く医療機関の受診を必要としないと判断できる方（下記1 陽性登録ができる方）を対象に、オンライン申請により、医師が診断して陽性者の登録を行います。登録後は、福島県フォローアップセンター（0120-897-089）を通じた健康相談等のサポートのほか、ご自身で行う電子版の療養証明書の発行が可能となります。

なお、既に医療機関を受診し陽性が確定している方は、登録できません。



1 陽性登録ができる方

下記（１）及び（２）の要件を満たす方に限られますので、ご確認をいただき、該当者の方のみ申請をお願いいたします。

（１）対象とする検査の要件（下記のいずれかの検査において、検査結果が陽性であった方）

- ① 福島県から配布を受けた抗原定性検査キットを使用した場合
- ② 無料検査事業により検査を受けた場合
- ③ 自ら又は職場などで準備した抗原定性検査キット（国が承認したもの）を使用した場合

（２）対象者の要件（下記のすべてを満たす方）

- ① 県内在住の方（長期滞在を含む）
- ② 小学生から64歳までの方
- ③ 軽症又は無症状の方
- ④ 基礎疾患などの重症化リスク因子（※）がない方
※悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症、心血管疾患、脳血管疾患、肥満（BMI（注）：30以上）、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全、免疫抑制・調整薬の使用、HIV感染症
（注）BMIの計算方法 $BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)} \times \text{身長(m)}\}$

- ⑤ 妊娠していない方
- ⑥ 症状が出た日（発症日）から9日以内の方（発症日を0日とする。）

2 登録の申請方法

オンライン申請時に、基本情報（氏名、生年月日、住所等）や基礎疾患がないことの確認の他、検査キットの結果等の写真のアップロード、検査キットに係る情報（品目名、製造販売業者名）等の入力が必要となります。

（１）本人確認書類等

本人確認書類（氏名・生年月日が確認できる下記のいずれか一つ）と検査結果が分かるキットと一緒に撮影した写真データを申請時に添付していただきます。

- ① 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）
- ② 健康保険証、年金手帳、年金証書
- ③ パスポート、在留カード など

※健康保険証、年金手帳、年金証書を本人確認書類とする場合は、被保険者番号・記号、基礎年金番号等を確認できないように撮影してください。